

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

空き家バンク登録申込書

香美町長

様

〒

住所

氏名

電話

香美町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱に定める制度の趣旨などを理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

記

- 1 登録のための空き家調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。
- 2 契約交渉については、社団法人兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部（以下「宅建協会但馬支部」という。）へ媒介を依頼します。併せて、宅建協会但馬支部へ登録情報の提供を承諾します。
- 3 登録を希望する内容は、別紙「空き家バンク登録カード（様式第2）」記載のとおりです。

注意事項

- 1 空き家バンクでは、情報の提供や必要に応じて連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。仲介行為に係る業務については宅建協会但馬支部に町から依頼します。なお、宅建協会但馬支部が仲介した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲内となります。
- 2 香美町個人情報保護条例（平成17年香美町条例第13号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的以外の用途に利用しません。